

北九州市バイオマス有効活用検討会開催要綱

（目的及び設置）

第1条 本市は、市民生活・産業活動といった地域を支える観点から低炭素・安定・安価なエネルギーを供給することを目的に「北九州市地域エネルギー拠点化推進事業」に取り組んでいる。

現在、響灘地区においてバイオマス・石炭混焼火力発電所等立地に向けた準備が進められている中、それら発電所等における地域内バイオマスの有効活用は、地産地消推進による新たなバイオマス産業の成長や市内産業（林業、産廃業）の成長、バイオマスサプライチェーン構築による省コストに資する重要なものである。

については、国、県、地元産業界、バイオマスの供給者、利用者からの幅広い意見や助言をもらうとともに、関係者とのマッチングを図り相互協力体制の構築を目的に「北九州市バイオマス有効活用検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

（所管事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- （1）木質バイオマス等の有効活用に関すること
- （2）木質バイオマス等供給者、利用者のニーズに関すること
- （3）地域における木質バイオマス等の供給に関すること
- （4）木質バイオマス等を利用するための条件等に関すること
- （5）バイオマス関係者の連携強化に関すること

（組織）

第3条 検討会の参加者は、国、県、地元産業界、エネルギー業界のうち、本市より参加依頼を行った者及び、公募による参加者で構成する。なお、任期は原則として平成28年3月31日までとする。ただし、補欠となる参加者の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第4条 検討会の進行は事務局にて行う。

（事務局）

第5条 検討会に関する事務は、環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に対して必要な事項は、検討会の構成員の協議をもって定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月11日から適用する。